

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年 10月28日(木) 午後2時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名)

9番 石橋利明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第22号 農地所有適格法人の要件確認結果について
第5	報告第23号 農用地移動適正化あっせん結果について
第6	報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第35号 賃貸借の合意による解約について
第8	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
第10	議案第38号 農用地利用集積計画の承認について
第11	議案第39号 河川敷地占用権の譲渡について

6. 農業委員会事務局職員

局長 迫田 久
係長 大矢根 健一
行政専門員 五十嵐 正美

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第10回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 現地研修会に続きまして、第10回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。

10月もあとわずかという事で、ビート・豆も終盤に向かっているのではないかと思います。ビートにつきましては、当初干ばつ猛暑で心配されましたけれども、9月の降雨が効きまして、日甜の話によりますと平年作に近い収量が見込めるのではないかとっていました。今後糖度が少しでも上がることに期待したいと思います。また11月に入り、天候が安定し今年の農作業が無事に終了する事を願いたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、10名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に5番西原委員、6番金一委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： 続きまして日程第4 報告第22号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第22号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。今回確認したのは、(有)ともえ牧場、(株)柏木農場、の2件です。いずれも要件を満たしている事を確認いたしました。要件については、隣のページに記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第22号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第22号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第23号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

事務局： 報告第23号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。今回報告の案件は、1件です。

あっせん委員 田原委員・近藤委員・金一委員

あっせん日 令和3年10月13日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

農地の所在 東岡●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 48,561㎡

売買価格 ●●円 10a当り ●●円です。

あっせん該当地は次頁以降に航空写真を添付しております。ご覧ください。

議 長： 報告終わりました。報告第23号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第23号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 報告第24号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

事務局： 報告第24号「農地法第5条の規定による届出について」報告いたします。

番号2

貸主 ●●

借主 ●●

申請地 東岡●● 地目 公簿 牧場 現況 牧場

面積 3,140㎡の内、18㎡ 契約種類 賃貸借

農新区分 農業振興区域（用途変更申請中）

転用目的 電気通信事業の用に供する施設の建設

申請理由 該当付近における携帯電話サービスのエリア拡大を図る必要性が認められるため。

該当地は次頁に航空写真を添付しております。ご確認ください。

議 長： 報告終わりました。報告第24号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第24号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第7 議案第35号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第35号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号35

賃貸人 ●●

賃借人 ●●

土地の所在 東岡●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 40, 174㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成29年12月1日 終期 令和9年11月30日

全契約地 40, 174㎡ 合意が成立した日 令和3年10月13日

次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご覧ください。
提案は以上です。

議長： 説明が終わりました。

これより、議案第35号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第35号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第8 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

賃貸借

番号55

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 東岡●● 外合計 2筆 地目 公簿 現況 記載のとおり

面積 27,379㎡の内、22,801㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年10月29日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 設定後事業面積 231,126㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地経営規模拡大、効率化のため

次頁以降に本件の農地法第3条に係る調査書、該当地の航空写真で添付しております。ご確認ください。説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。これより議案第36号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。

これより議案第36号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第9 議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。

番号2

申請者 ●●

申請地 所在 東岡●● 外合計2筆 地目 公簿・現況 畑

面積 18,003㎡の内、2,189㎡

11,467㎡の内、1,478㎡

農業振興区域 区分 農業振興区域（用途変更申請中）

転用目的 作業の効率化

申請理由 通路及び作業スペース等に余裕がないため、一部を転用する。

次頁以降に転用申請に係る審査表と、該当地の航空写真を添付しております。説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第37号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を集結します。

これより議案第37号について採決します。

本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたします。

事務局長： これらの案件には事務局より補足説明がございます。第4条の図面を見ていただきたいのですが、この土地につきましては過去に今井牧場が牛舎の面積だけ転用をかけておりました。4月に分筆し、8月に●●が農地法3条で取得しています。分筆の際の面積と、転用の面積に誤差が生じました。この土地につきましては、中間管理機構の事業を利用しており、オホーツク総合振興局より面積の誤差の指摘がございまして、この度の●●が農地法第4条でこの度追加の転用をかけることとなりました。

本来ならば、売買の前に第4条の変更が必要だったと思いますが、今回は売買後の4条の転用になってしまいました。ご了承願いたいと思います。

議 長： 続きまして日程第10 議案第38号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第38号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

所有権移転

番号34

移転をする者 ●●

移転を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 東岡●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 48,561㎡ 移転内容 種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和3年10月29日

対価 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 売買 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第38号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。

これより議案第38号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第10 議案第39号「河川敷地占用権の譲渡について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第39号「河川敷地占有権の譲渡について」説明いたします。

番号1

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

河川名 網走川水系津別川 所在 美都●●地先 外合計 4筆

占用目的 畑 面積 15,562㎡

許可所管庁名 北海道知事（オホーツク総合振興局 網走建設管理部）

番号2

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

河川名 網走川水系津別川

所在 豊永 ●●地先 外合計3筆 占有目的 畑 面積 4,219㎡

豊永 ●●地先 外合計3筆 占有目的 採草放牧地

面積 4,922㎡

許可所管庁名 北海道知事（オホーツク総合振興局 網走建設管理部）

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第39号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。

これより議案第39号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時 50分)